

文化財に関する基礎資料



文化庁

平成29年6月1日

文化財保護法について①

総論

○昭和24年の法隆寺金堂壁画の焼損をきっかけに議員立法として昭和25年に成立。

【目的】

文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること（第1条）。

【定義】

「文化財」とは「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物（史跡・名勝・天然記念物）」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型をいい（第2条）、文部科学大臣が重要なものを「重要文化財」等に指定する。

【任務と心構え】

- ・ 政府・地方公共団体は、文化財の保存が適切に行われるように、法律の趣旨の徹底に努める責務を有し（第3条）、法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重する（第4条③）。
- ・ 一般国民は、政府等が行う措置に協力し、また文化財の所有者等は、文化財を公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開するなど文化的活用に努めなければならない（第4条①、②）。



有形文化財建造物
(国宝瑞龍寺)



有形文化財
(国宝黒韋威胴丸兜 大袖付)



重要無形文化財
(歌舞伎女形)



無形民俗文化財
(青森市ねぶた)

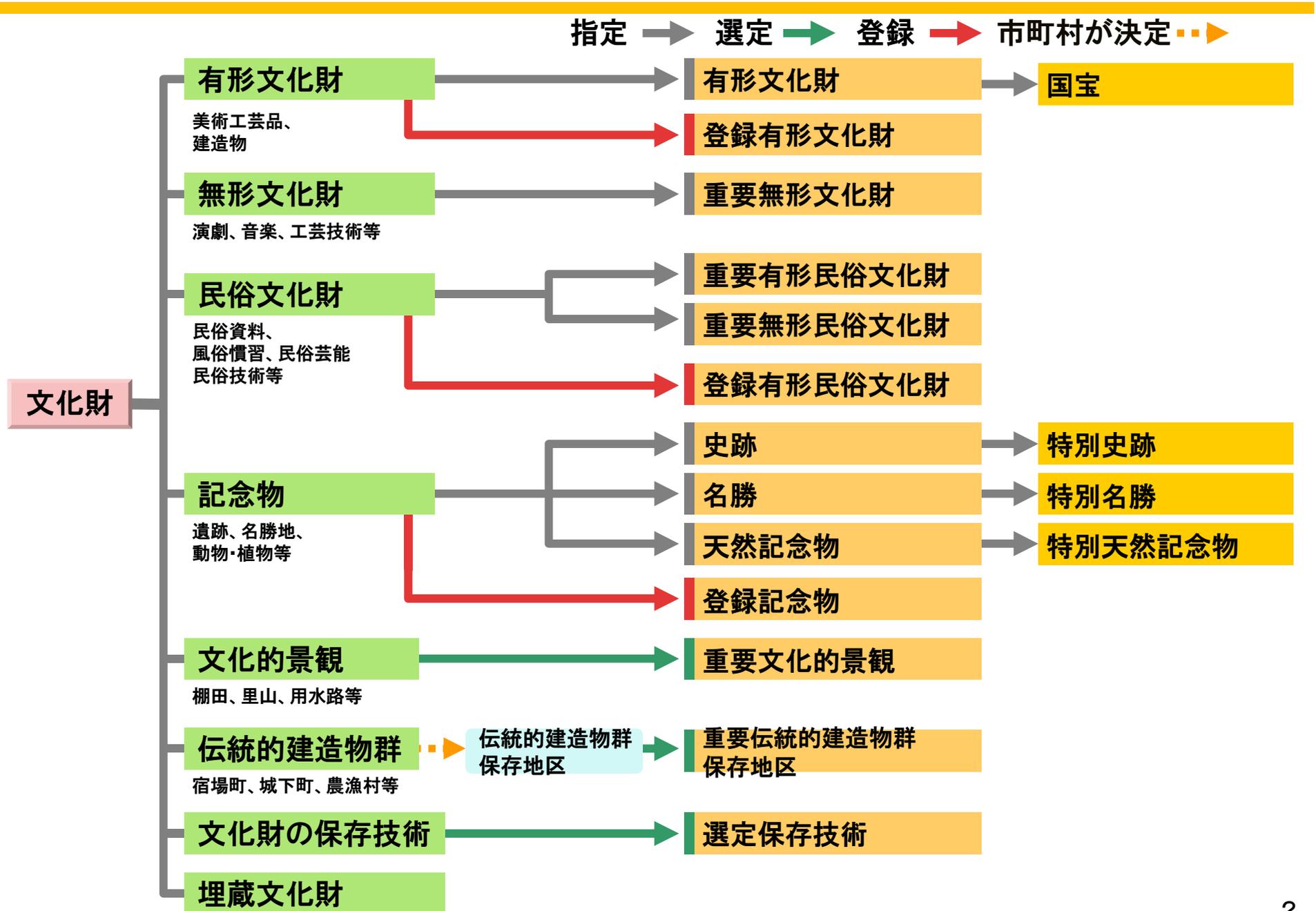


伝統的建造物群と民俗文化財
(岐阜県美濃市)



文化的景観

文化財の体系図



文化財保護法について②

文化財保護(=保存+活用)の法律上のスキーム

○ 国の役割：

- 重要な文化財の指定・選定・登録
- 所有者に対する修理等に関する指示・命令等
- 現状変更等の規制・許可、輸出の制限
- 修理・公開等への補助、税制優遇措置 等

○ 所有者の役割：

- 所有者の変更・毀損・所在変更等に係る届出
- 文化財の管理・修理・公開
- 重要文化財等の国に対する売渡の申出

○ 地方自治体の役割：

- 文化財保護条例の制定
- 国指定を除く文化財の指定 等

※ 罰 則：

- 文化財の損壊・き損、無許可の現状変更・輸出等に対する懲役・禁固・罰金・過料

管理・公開の考え方(重要文化財(建造物・美術工芸品)の例)

※建造物と美術工芸品の指定類型はともに「重要文化財」であり同一の条項で規定されている

○ 管 理：

- 文化財の管理義務は、所有者が有する。
- 特別な事情のある場合、所有者は自己に代わり管理を行う「管理責任者」を選任できる。
- 所有者・管理責任者による管理が困難等の場合、文化庁長官は「管理団体」を指定できる。

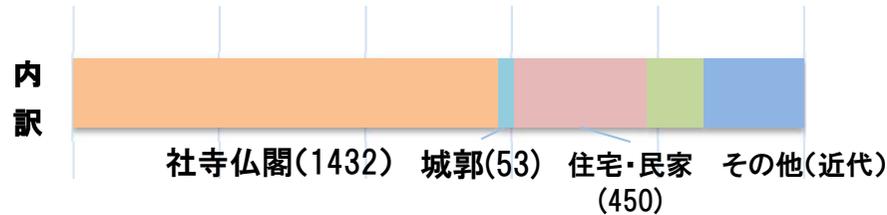
○ 公 開：

- 文化財の公開は、所有者もしくは管理団体が行う。ただし、それ以外の者による公開も妨げない。
- 所有者等以外の公開には文化庁長官の許可を要する。ただし、事前に長官の承認を受けた博物館等（公開承認施設）の場合は事後の届出で足りる。

文化財の指定状況と所有者・管理団体の割合

H29.5.1現在

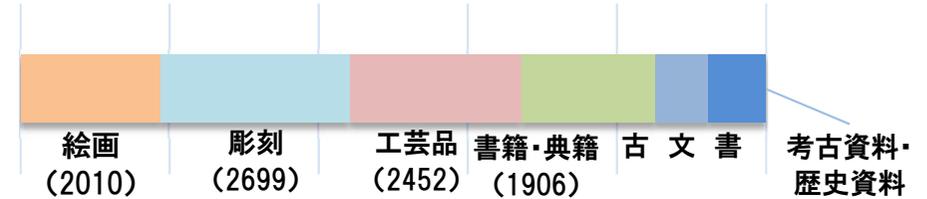
○ 重要文化財建造物 2,465件(うち国宝223件)



所有者・管理団体の割合



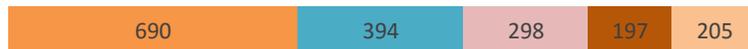
○ 重要文化財美術工芸品 10,654件(うち国宝878件)



所有者・管理団体の割合



○ 史跡 1,784件



- 貝塚・古墳等
- 都城跡等
- 社寺跡等
- 交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- その他

○ 名勝 402件



- 庭園
- 峡谷・溪流
- 海浜
- 山岳
- その他

- 重要有形民俗文化財 220件
- 重要無形民俗文化財 303件
- 天然記念物 1024件

- 重要文化的景観 H16～ 50地区
- 重要伝統的建造物群 S50～ 114地区

歴史文化を活かしたまちづくりの推進施策

歴史文化基本構想(H19~)

文化財を核として、地域全体を歴史文化の観点から捉え、各種施策を統合して歴史・文化を活かした地域づくりを進めるための地方公共団体の基本的な構想。
(H19文化審議会企画調査会で提言)

【策定件数】 57計画 (60市町村) H29.3時点

【構想に記載する事項(例)】

- ・ 地域の歴史文化の特徴
- ・ 文化財把握の方針
- ・ 保存・活用の基本方針
- ・ 関連文化財群
- ・ 歴史文化保存活用区域
- ・ 保存活用計画作成の考え方
- ・ 保存活用の体制整備の方針



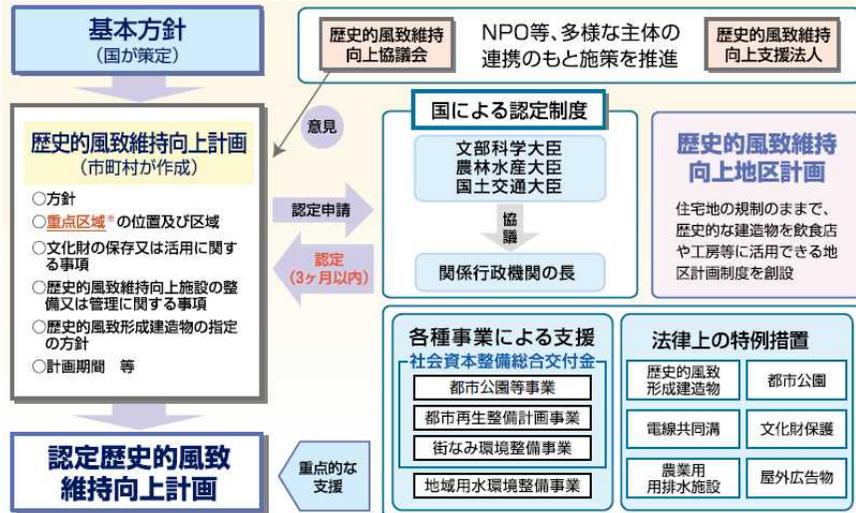
(文科省・国交省・農水省の共管)

歴史まちづくり法(H20~)

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」

地域固有の歴史・伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物等が一体となって形成する良好な市街地の環境である「歴史的風致」を保護。

【認定件数】 62件 H29.3時点



(※) 重要文化財建造物等の周辺など

日本遺産(H27~)

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定。認定地域の魅力発信等を推進。

歴史文化基本構想策定又は歴史的風致維持向上計画の認定などが認定申請の要件(複数地域による「シリアル型」を除く)。

【認定件数】 54件 H29.5時点

【認定ストーリーのポイント】

- ・ 歴史的経緯や地域で受け継がれる伝承・風習等を踏まえていること
- ・ ストーリーの中核に明確なテーマを設定し、建造物や遺跡・名勝地、祭りなど、地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものが据えられていること。
- ・ 単に文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと。



【参考】文化財保護法の変遷

